



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（行政改革推進課） 1

公布された条例のあらまし

- 沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第51号）
 - 1 病院事業局の職員の定数「2,496人」を「2,607人」に改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。（附則）

条 例

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月30日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県条例第51号

沖縄県職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「2,496人」を「2,607人」に、「7,963人」を「8,074人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8